主婦の平成井戸端会議

相続のハ・テ・ナ

お墓には相続税がかからないの？

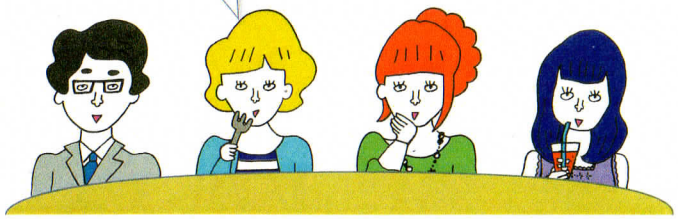

伊藤　真由美　恵規　その子

真由美さんのお父さんが最近お墓を購入したと聞き、みんなびっくり。生きているうちにお墓を買った理由が、なんと相続対策なのだとか。果たしてどんなメリットがあるのでしょうか？ いつものように3人＋1人の、井戸端会議が始まりました…

いとう・りょうた（伊藤亮太）
スキラージャパン副社長。CFP®、DCアドバイザー、証券外務員資格など

証券会社勤務後、2007年11月に独立系FP会社スキラージャパンを設立。マネー・ライフプランニングの提案、保険の見直し、証券取引所などでの資産運用に関する講演など多方面で活躍。資産運用や保険などに関する書籍も多数執筆

FP伊藤亮太のサイト
http://www.ryota-ito.jp
スキラージャパン
http://www.skirr-jp.com

真由美　父が最近お墓を購入したって言ってるの。もうびっくりよ

恵規　随分、気が早いわね

その子　生きているうちにお墓を購入すると、何か良いことがあるのかしら？

真由美　父が言うには、相続対策らしくって。でも聞いてもよくわからないのよね～。先生、何でお墓を買うと相続対策になるの？

伊藤　なるほど。お父さまがお墓を購入したのには、相続上のちゃんとした理由があるんですよ

その子　なぜお墓と相続が関係あるんですか？

伊藤　それはですね、お墓や仏壇を生前に購入することで、相続財産を減少させることができるからなんです。もともと、お墓や仏壇、霊びょう、祭具などの財産は、その性格上、課税するのはふさわしくないものとされています。このため非課税財産として取り扱われ、相続財産から除かれるんです。たとえば、相続時に現金300万円を相続すれば、その300万円は相続財産として課税対象に加算されますよね。しかしながら、その300万円で生前にお墓や仏壇などを購入しておけば、相続財産に加算しなくてよくなるんです

真由美　なるほど～。現金で持っているよりも、結局必要となるお墓や仏壇などを購入しておくほうが、確かに相続対策になるわね

伊藤　ただし、すべて純金といったあまりにも豪華すぎるようなものを購入されると、非課税財産とみなされない場合があります。あくまで一般的なものと考えてください

恵規　そりゃそうよね～。ちなみに、他にも非課税財産ってあるのかしら？

伊藤　この間も少しお話しましたが、生命保険金は「500万円×法定相続人数」により計算される金額が非課税になり、この金額分は相続税が課税されません。たとえば、法定相続人が5人いたとすると、「500万円×5人＝2500万円」分の生命保険金は非課税財産として取り扱うことができるということになります。生命保険金は遺族の生活保障という側面が大きいため、できる限り税金を安くしようという配慮といえるでしょう。また、相続人が受け取った死亡退職金についても、生命保険と同よう、「500万円×法定相続人数」の非課税枠があります

その子　そんな配慮があるなんて知らなかったわ。他にもまだあるんでしょ、先生。隠さずに教えて！

伊藤　おっ、気づきましたか（笑）別に隠しているわけではありませんよ。その他として、被相続人が亡くなって、勤務していた会社から弔慰金や花輪代、葬祭料などが支払われた場合、通常は非課税になります。なお、こちらの表に掲げる金額を超える場合には、その超える部分に相当する金額が、死亡退職金に該当するものとして取り扱われます

真由美　これも納得だわ

伊藤　あとはですね、相続財産を取得した人が、相続税の申告期限までに国や地方公共団体などに一定要件を満たす寄付をした場合にも、その寄付した財産に関しては、相続税の課税財産に含めなくてもよいことになっています

恵規　国や地方公共団体への寄付か～。余裕があれば頑張って貢献してみたいわね

伊藤　こうした内容は意外に知られていないようですから、ぜひ知っておいてください

真由美　ようやく父がお墓を購入した意味がわかりました。非課税財産、うまく活用したいですね。先生、今日もいろいろありがとうございました

弔慰金などの非課税枠

★被相続人が業務上で死亡した場合★
被相続人の死亡時の普通給与×36カ月分

★被相続人が業務以外で死亡した場合★
被相続人の死亡時の普通給与×6カ月分

Illustration 高木 はるみ